

防人育第1450号
総行住第12号
令和3年2月5日

各都道府県市区町村担当部長 殿
(市区町村担当課扱い)

防衛省人事教育局人材育成課長
総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について (通知)

令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しをいう。以下同じ。)を国に提出できることの明確化について提案があり、別添のとおり「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」が令和2年12月18日に閣議決定されました。

この住民基本台帳の一部の写しの国への提出については、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項及び自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条に基づき、現行においても実施可能であるところですが、改めて下記のとおり通知します。

つきましては、貴職におかれましては、この旨を貴都道府県内の市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報(氏名、住所、生年月日及び性別をいう。)に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること。
- 2 上記の規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。

以上

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（令和2年12月18日）
閣 議 決 定

5 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

（6）自衛隊法（昭29法165）及び住民基本台帳法（昭42法81）

自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合（自衛隊法97条1項及び同法施行令120条）については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

（関係府省：防衛省）

【防衛省】

（1）自衛隊法（昭29法165）及び住民基本台帳法（昭42法81）

自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合（自衛隊法97条1項及び同法施行令120条）については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省：総務省）

<参照条文>

○自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）（抄）

（都道府県等が処理する事務）

第 97 条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

2・3 （略）

○自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）（抄）

（報告又は資料の提出）

第 120 条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。